

[委員会からのお知らせ](#)

[第188回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年4月26日(木) 14:00~15:15

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○動物用医薬品 3品目

- 1) グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)
- 2) マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)
- 3) 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)

○新開発食品

4) 麦の葉うまれの食物繊維

- ・1)~3)について農林水産省から説明。
- ・1)~3)については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。
- ・4)について厚生労働省から説明。
- ・4)については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 抗炎症剤で牛の乳房炎の炎症の改善に用いられます。
- 2) 弱毒化したマレック病ウイルス・七面鳥ヘルペスウイルス・鶏痘ウイルスを主剤とする鶏用の生ワクチンです。
- 3) 弱毒化した豚繁殖・呼吸障害症候群ウイルスを主剤とする豚用の生ワクチンです。
- 4) 大麦若葉由来の食物繊維を特定の保健の目的に資する栄養成分とし、お腹の調子を整える旨を特定の保健の目的とする粉末形態の食品です。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

1) 「イミダクロプリド」に関する意見・情報の募集について

- ・事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

1) 殺虫剤で、とうもろこし、大豆、ばれいしょ等に使用し、稲への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬 フェンブコナゾール

- ・「一日摂取許容量(ADI)を0.03mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 殺菌剤で、りんご、ぶどう等に使用し、茶への適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値も設定されています。

(4) 食品安全基本法第24条第2項に基づく報告について(食用赤色104号及び食用赤色105号の成分規格改正[ヘキサクロロベンゼン規格限度値の設定])

- ・食用赤色104号、105号は、不純物として「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」の第一種特定化学物質に指定されているヘキサクロロベンゼンが混入されていることから、低減化・管理強化を急ぐ目的で、食品安全基本法第11条第1項第3号の「食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するものとして、食品安全委員会への食品健康影響評価の要請を行わずに規格基準改正が行われたことが厚生労働省から報告された。
- ・今後、資料が整い次第、食品安全委員会に食品健康影響評価が諮問される予定。

<参考>

- ・食用赤色104号、105号は、わが国において着色料として、かまぼこ、ソーセージ、菓子等に広く使用されています。

(5) 飼料中の残留農薬基準を設定した食品健康影響評価依頼予定物質(平成19年度)について

- ・農林水産省からの報告。

(6) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について

- ・厚生労働省及び農林水産省から報告。また、農林水産省から、松岡農林水産大臣とジョハンズ米国農務長官との電話会談の結果についても報告された。
- ・米国産牛肉の混載事例は国民の関心の高い問題であることから、今後とも発生原因の調査と再発防止に努めるよう厚生労働省及び農林水産省に依頼した。
- ・また、今後の対日輸出を行っている施設の査察に当たっては、対日輸出プログラム遵守が確保されていることの検証を確実に行うとともに、と畜場におけるSRM除去等の食品安全委員会評価書の附帯事項についての実施状況をしっかり確認するよう依頼し、その検証結果を委員会に報告することを依頼した。

- ・さらに、今後も引き続き行われる日米間の話し合いや輸入条件についての検討の状況について、節目節目での報告を依頼した。
- ・また、23か月齢及び21か月齢のBSE感染牛に係る伝達性試験の結果については、速やかな報告を依頼した。
- ・なお、今回の報告内容については、事務局からプリオン専門調査会の専門委員へ伝えることとなった。

(7)その他

- ・小泉委員から特定保健用食品個別製品ごとの安全性評価等の考え方(素案)について提案。
- ・小泉委員の案について、次回の委員会会合にて検討することとなった。また、その際には、これまでのリスク管理措置について厚生労働省に説明を求めることとなった。

〒100-8989 東京都千代田区永田町2-13-10 ブルデンシャルタワー6階 TEL 03-5251-9229 FAX 03-3591-2237

Copyright © 2006 Food Safety Commission. All Right Reserved.

 プライバシーポリシー